

第2期 京都府がん対策推進計画 取組状況(平成30年度)

H31.3.22作成

計画の方向性	施策目標	目標値 (2023年)	計画当初 (H28年度)	H30年度実績	H30年度 取組状況					
全体目標 (1)がんを予防し、早期発見・早期治療で、がんて くなる人を減らす。 (2)患者本位の適切な医療を実現し、がん患者及 びその家族の苦痛や精神的不安の軽減並び に療養生活の質の維持向上 (3)がんになっても安心して暮らせる社会の構築	がん教育 ○がん教育環境の整備 ○府民へのがんに関する知識の普及啓 発(特に企業と連携した取組を実施)	63.8 全学校 200社	72.5 (H27年度) 102校 (H28年度) —	70.0 (H29年度) 75校 (H30年度) 79社 (H30年度)	○がん経験者(教育メッセンジャー)の雇用 ○「生命のがん教育」の記録(報告書)作成 ○「生命のがん教育」の副読本作成 ○がん検診受診率向上等の取組に積極的な企業の認証、表彰 の実施 ○企業向けがん予防啓発セミナーの開催 ○「企業のきょうと健康づくりフォーラム」を開催					
						防煙 ○たばこに関する啓発 ○防煙教育の人材育成や環境整備 ○未成年がたばこを入手できない環境 整備	200校 0%	77校 (H28年度) —	120校 (H30年度) —	○保健所における防煙教育を実施(45校) ○生命のがん教育の中で防煙教育を実施(75校) ○保健所における防煙教育の従事者育成のための研修会や見 学会(6回)
						禁煙 ○禁煙治療・支援体制の充実 ○相談窓口の充実 ○働き世代や妊婦等若い女性への禁煙 の働きかけ	460 0% 160施設	356施設 (H29年度) — 82施設 (H28年度)	357 (H29.12時点) — 97施設 (H30.9月時点)	○NPO京都禁煙推進研究会等と共催で、禁煙外来講習会を開 催(H30.9.22実施、参加者124名) ○働き世代に対してがん予防セミナー(事業所向け出前講座)で の禁煙支援や、生命保険会社外交員等による禁煙リーフレット の配布 ○FMラジオに担当者が出演し、「禁煙のすすめ」というテーマで 啓発(H30.5.18) ○受動喫煙防止対策やがん検診等の取組に積極的な企業の認 証、表彰の実施
たばこ対策	禁煙治療を行っている医療機関数 (出典:診療報酬施設基準届出状況) 妊娠中の喫煙率 禁煙支援薬局数 成人喫煙率(%)【男女】 (出典:府民健康・栄養調査) 成人喫煙率(%)【男性】 (出典:府民健康・栄養調査) 成人喫煙率(%)【女性】 (出典:府民健康・栄養調査)	5%	6.6% (H28年度)	6.6% (H28年度)	6.6% (H28年度)					

資料

第2期 京都府がん対策推進計画 取組状況(平成30年度)

H31. 3. 22作成

計画の方向性	施策目標	目標値 (2023年)	計画当初 (H28年度)	H30年度実績	H30年度 取組状況	
受動喫煙	受動喫煙の機会を有する者の割合(%) 行政機関 (出典:府民健康・栄養調査)	0% (2022年度)	10.2% (H28年度)	10.2% (H28年度)	○たばこ対策部会で「京都府受動喫煙防止憲章」を改正について協議。 ○世界禁煙デー・禁煙週間における大学(京都大学、京都女子大学)や駅前での受動喫煙防止憲章の啓発(H30.5.31他) ○NPO京都禁煙推進研究会等と協働し、高台寺において世界禁煙デーイベントを開催(H30.6.9実施。400名参加) ○受動喫煙実態調査の実施(8月に府民対象のインターネット調査、9月に飲食店対象のアンケート調査を実施) ○改正健康増進法に係る研修会の開催(H31.2.22、2.26実施)。 ○改正健康増進法についてラジオや府民たより等での啓発、関係団体へのちらし配布(約1万枚)	
	受動喫煙の機会を有する者の割合(%) 医療機関 (出典:府民健康・栄養調査)	0% (2022年度)	5.5% (H28年度)	5.5% (H28年度)		
	受動喫煙の機会を有する者の割合(%) 職場 (出典:府民健康・栄養調査)	受動喫煙のない職場の実績を目指す (平成32年(2020年度))	31.6% (H28年度)	31.6% (H28年度)	31.6% (H28年度)	
	受動喫煙の機会を有する者の割合(%) 家庭 (出典:府民健康・栄養調査)	3% (2022年度)	10.3% (H28年度)	10.3% (H28年度)	10.3% (H28年度)	
	受動喫煙の機会を有する者の割合(%) 飲食店 (出典:府民健康・栄養調査)	15% (2022年度)	45.5% (H28年度)	45.5% (H28年度)	45.5% (H28年度)	
肝炎対策	肝がんの年齢調整罹患率 (人口10万対)	13.8	17.2 (H25年度)	16.2 (H26年度)		
	無料肝炎ウイルス検査実施医療機関数	200施設	57施設 (H29年度)	59施設 (H30年度)		
	肝炎ウイルス検査の個別勧奨実施市町村数	全市町村	21市町村 (H29年度)	21市町村 (H30年度)		
ピロリ菌	肝炎患者に対し相談支援等を行う人材(肝炎医療コーディネーター)を養成(人)	400人	—	— (H30年度)		
	高校生に対するピロリ菌検査に取り組み高校数	全校	6校 (H28年度)	35校 (H30年度)	①高校生ピロリ菌検査支援事業 ・府内各校に文書通知するとともに、校長会等の機会でのPR ②市町村ピロリ菌検査支援事業 ・③6市町村が導入 ③ピロリ菌除菌治療費助成事業 ・ホームページ、府民たより等で啓発・事業周知 ○保健所、がん拠点病院等での情報提供	
感染症に起因するがん対策	○受検率向上のための啓発・環境整備 ○市町村・医療従事者等の人材育成 ○相談窓口の充実					
	○ピロリ菌の知識の普及啓発 ○ピロリ菌検査や除菌治療への支援の充実 ○若い世代への取組の充実					

第2期 京都市府がん対策推進計画 取組状況(平成30年度)

H31. 3. 22作成

計画の方向性		施策目標	目標値 (2023年)	計当初 (H28年度)	H30年度実績	H30年度 取組状況
食生活・生活習慣の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○食生活や飲酒、運動習慣の啓発 ○減塩・野菜を多く摂取できる店舗の普及 ○食生活改善推進員等のボランティア支援 ○未成年飲酒の根絶に向けた活動 	食塩摂取量の減少(20歳以上)(g) (出典:府民健康・栄養調査)	8.0g	9.9g (H28年度)	9.9g (H28年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○「40・50代からはじめる生活習慣病予防シンポジウム」の開催 ○各保健所における啓発(地域の各種イベントとタイアップ) ○各保健所における特定給食施設に対する研修・実地指導、社員食堂での健康教育を実施 ○食の健康づくり応援店の増加を働きかけ ○食生活改善推進員に対する研修実施、住民向け啓発等への支援 ○妊婦健診等を通じた喫煙・飲酒等への指導 ○防煙教育・がん教育の中で喫煙・飲酒等について啓発
		野菜摂取量の平均(20歳以上)(g) (出典:府民健康・栄養調査)	350g	281.6g (H28年度)	281.6g (H28年度)	
		運動習慣(週1回以上)のある者の割合(%) 男 20-64歳(出典:府民健康・栄養調査)	36%	20.8% (H28年度)	20.8% (H28年度)	
		運動習慣(週1回以上)のある者の割合(%) 男 65歳以上(出典:府民健康・栄養調査)	33%	42.7% (H28年度)	42.7% (H28年度)	
		運動習慣(週1回以上)のある者の割合(%) 女 20-64歳(出典:府民健康・栄養調査)	58%	17.7% (H28年度)	17.7% (H28年度)	
		運動習慣(週1回以上)のある者の割合(%) 女 65歳以上(出典:府民健康・栄養調査)	48%	34.8% (H28年度)	34.8% (H28年度)	
		生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合(%) 男性(出典:府民健康・栄養調査)	13.0%	14.4% (H28年度)	14.4% (H28年度)	
		生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合(%) 女性(出典:府民健康・栄養調査)	6.4%	9.0% (H28年度)	9.0% (H28年度)	
		がん検診受診率(胃がん)(%) (出典:国民生活基礎調査)	50.0%	35.5% (H28年度)	35.5% (H28年度)	
		がん検診受診率(肺がん)(%) (出典:国民生活基礎調査)	50.0%	41.2% (H28年度)	41.2% (H28年度)	
啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村・医療者・企業等と連携し啓発 ○未受診者や優先順位の高い層へ啓発 ○マスメディアの活用 ○職域でのがん検診の受診実態の把握・分析 ○市町村への先進事例の情報提供 	がん検診受診率(大腸がん)(%) (出典:国民生活基礎調査)	50.0%	37.0% (H28年度)	37.0% (H28年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○府内バス車内での広告(検診啓発)の実施 ○金融機関・保険会社などと連携し、顧客への市町村検診受診を呼びかける「声かけ運動」を実施 ○がん検診啓発強化月間(Cancer Month Kyoto 2018)に各関係団体と連携し、パンフレット作成やWEBサイト開設等を実施し、イベント情報などの情報発信を強化 ○がん検診等の取組に積極的な企業の認証、表彰の実施(79社) ○職域でのがん検診実態調査の実施
		がん検診受診率(乳がん)(%) (出典:国民生活基礎調査)	50.0%	39.4% (H28年度)	39.4% (H28年度)	
		がん検診受診率(子宮がん)(%) (出典:国民生活基礎調査)	50.0%	38.5% (H28年度)	38.5% (H28年度)	
受診率向上						

第2期 京都市府がん対策推進計画 取組状況(平成30年度)

H31.3.22作成

計画の方向性		施策目標			計画当初 (H28年度)	H30年度実績	H30年度 取組状況
環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○セット検診・広域化 ○検診方法見直しへの迅速な対応 ○受診手続の簡素化 	がん検診・特定健診のセット検診の実施状況(市町村数)(京都市府健康対策課調べ)	26市町村	—	23市町村 (H30年度)	○がん検診・特定健診担当対象者の研修会を開催(H30.7.24実施、79名参加)	
		総合がん検診実施状況(市町村数)(京都市府健康対策課調べ)	26市町村	—	12市町村 (H30年度)	○土日セット検診についてH25年度から補助制度を設け推奨(◎)10市町村導入、延べ受診者数9,016人	
精度管理	<ul style="list-style-type: none"> ○検診精度に関する各種データ分析、市町村や検診事業者へ働きかけ ○市町村や検診事業者等従事者への研修を実施 ○精密検査未受診者への受診勧奨・指導 	精検受診率(胃がん)(%) (出典:地域保健健康増進事業報告)	100%	82.8% (H26年度)	83.6% (H27年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○京都市府生活習慣病検診等管理指導協議会ががん検診部会を開催。市町村や検診機関におけるがん検診の精度管理について検討。(H30.8.1実施) ○年度末、市町村別精検受診率の一覧表を京都市府ホームページに公表予定。 ○「職場におけるがん検診に関するマニュアル」を健康保健組合・共済組合等167団体に送付。 	
		精検受診率(肺がん)(%) (出典:地域保健健康増進事業報告)	100%	84.4% (H26年度)	83.8% (H27年度)		
		精検受診率(大腸がん)(%) (出典:地域保健健康増進事業報告)	100%	70.2% (H26年度)	70.4% (H27年度)		
		精検受診率(乳がん)(%) (出典:地域保健健康増進事業報告)	100%	91.4% (H26年度)	93.1% (H27年度)		
		精検受診率(子宮がん)(%) (出典:地域保健健康増進事業報告)	100%	77.6% (H26年度)	82.4% (H27年度)		
		がん検診評価のためのチェックリスト項目を80%充足している市町村数(京都市府健康対策課調べ)	26市町村	4市町村 (H28年度)	5市町村 (H29年度)		
提供体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○新指定要件に即した、拠点病院等の機能強化 ○標準治療の均てん化を目指し、機器整備、専門的人材配置を支援 ○拠点・連携・推進病院以外の施設についても、それぞれの特長を活かしたネットワーク化 ○診療の質の評価の推進 	がん検診受診率向上・精度管理向上に関する知識を持つ人材の育成(人)	150人	—	79人 (H31年1月時点)	<ul style="list-style-type: none"> ○がん検診・特定健診担当対象者の研修会を開催(H30.7.24実施、79名参加)再掲 ○胃内視鏡検診医対象者の研修会を開催予定(H31.3.30予定) ○細胞診に係る従事者研修会の実施(年4回) 	
		全ての二次医療圏にがん診療連携拠点病院を整備	全二次医療圏	2医療圏 (H29年度) 京都乙訓、中丹	2医療圏 (H30年度) 京都乙訓、中丹	<ul style="list-style-type: none"> ○国がん拠点病院指定に関する検討会の開催(H31.3.7) ○放射線治療未整備医療圏への放射線治療機器整備(H25～) ○京都市府がん医療戦略推進会議への拠点病院等以外の代表者(病院協会等)の参加。運搬バスの導入、研修会の開催など連携事業や顔の見える関係づくりを強化 	

第2期 京都府がん対策推進計画 取組状況(平成30年度)

H31.3.22作成

計画の方向性		施策目標		目標値 (2023年)	計当初 (H28年度)	H30年度実績	H30年度 取組状況	
(2) がん医療体制の整備・充実	手術放射線化学療法 従事者養成	人口10万人あたりのがん治療認定医数 京都府	人口10万人あたりのがん治療認定医数 京都府	全国値(12.6)を下回る二次医療圏について、均てん化を図る	17.9 (H28年度)	17.9 (H28年度)	○がん拠点機能強化事業(病理医育成支援)による、人材育成の支援 ○京都府がん医療戦略推進会議研修部会で、拠点病院等が行う研修情報を公表 ○京都府がん医療戦略推進会議外来化学療法部会で免疫治療研修や副用剤使用や副作用対策について情報共有	
		人口10万人あたりのがん治療認定医数 丹後	人口10万人あたりのがん治療認定医数 丹後		4.2 (H28年度)	4.2 (H28年度)		
		人口10万人あたりのがん治療認定医数 中丹	人口10万人あたりのがん治療認定医数 中丹		6.7 (H28年度)	6.7 (H28年度)		
		人口10万人あたりのがん治療認定医数 南丹	人口10万人あたりのがん治療認定医数 南丹		12.5 (H28年度)	12.5 (H28年度)		
		人口10万人あたりのがん治療認定医数 京都・乙訓	人口10万人あたりのがん治療認定医数 京都・乙訓		24.9 (H28年度)	24.9 (H28年度)		
		人口10万人あたりのがん治療認定医数 山城北	人口10万人あたりのがん治療認定医数 山城北		5.3 (H28年度)	5.3 (H28年度)		
		人口10万人あたりのがん治療認定医数 山城南	人口10万人あたりのがん治療認定医数 山城南		4.2 (H28年度)	4.2 (H28年度)		
		拠点病院等におけるがん薬物療法認定薬剤師の配置(病院数)	拠点病院等におけるがん薬物療法認定薬剤師の配置(病院数)		全拠点病院等	11/21病院 (H28年度)		11/21病院 (H29年度)
		拠点病院等におけるがん化学療法認定看護師の配置(病院数)	拠点病院等におけるがん化学療法認定看護師の配置(病院数)		全拠点病院等	20/21病院 (H28年度)		19/21病院 (H29年度)
		緩和ケアチームを有する病院(出典:医療施設調査)	緩和ケアチームを有する病院(出典:医療施設調査)		45施設	28施設 (H26年度)		32施設 (H27年度)
緩和ケアチームの取扱患者数(出典:医療施設調査)	緩和ケアチームの取扱患者数(出典:医療施設調査)	900人/月	574人/月 (H26年度)	833人/月 (H29年度)				
専門的な緩和ケア提供体制の整備 ○緩和ケアチームの多職種化・アクセスしやすい環境の整備 ○緩和ケアチーム、外来の設置促進							○京都府がん診療推進病院等の指定時の指導により緩和ケアチーム、外来の設置を促進 ○病院、訪問看護ステーション看護師に対しエシド・オブ・ライフ・ケアに関する研修を実施(H30.9月) →30年度は9施設(うち3施設は合同実施)で、自施設でも実施(第一日赤、第二日赤、中部医療C、京都市立、3施設合同(岡本記念、桂、三菱京都、舞鶴医療C、府立医大))	

第2期 京都府がん対策推進計画 取組状況(平成30年度)

H31. 3. 22作成

計画の方向性		施策目標		目標値 (2023年)	計画当初 (H28年度)	H30年度実績	H30年度 取組状況
緩和ケア	人材育成・確保	拠点病院等における緩和ケア研修会修了者	拠点病院等における緩和ケア研修会修了者	がん診療に携わる全ての医師が修了することを目指す	2,245人 (H28年度)	2,792人 (H29年度)	○平成30年度は12月までで169名の医師が研修修了。 ○【再掲】ELNECの実施数は9施設 (第一日赤、第二日赤、中部医療C、京都市立、3施設合同(岡本記念、桂、三菱京都)、舞鶴医療C、府立医大) ○京都府は、緩和ケア研修会へ助成、府ホームページでの広報、修了書発行事務等の支援。 ○京都府がん情報ガイドを発行し、緩和ケアについても案内(20,000部)
		拠点病院等におけるELNEC-Jの実施数	拠点病院等におけるELNEC-Jの実施数	全拠点病院等で実施	3施設 (H28年度)	9施設 (H30年度)	
在宅医療	病棟整備	末期のがん患者に対して在宅医療を提供する医療機関数(在宅がん医療総合診療料届出施設数、出典:診療報酬施設基準届出状況)	末期のがん患者に対して在宅医療を提供する医療機関数(在宅がん医療総合診療料届出施設数、出典:診療報酬施設基準届出状況)	330施設	307施設 (H29年度)	307施設 (H30年度)	
		緩和ケア病棟の取扱患者延数/月	緩和ケア病棟の取扱患者延数/月	2,800人/月	2,196人/月 (H26年度)	1,938人/月 (H29年度)	○医療従事者向け緩和ケア研修会への支援
在宅医療	在宅医療	地域医療支援病院の設置医療圏(京都府健康対策課調べ)	地域医療支援病院の設置医療圏(京都府健康対策課調べ)	全二次医療圏に整備	2医療圏 (H28年度)	3医療圏 (H30年度)	3医療圏(12施設) (H30年度:舞鶴医療Cが新規開設、民医連第二が再開)
		在宅でのがん医療を推進するかかりつけ医の養成数(人)	在宅でのがん医療を推進するかかりつけ医の養成数(人)	300人	—	42人 (H30年度時点)	○かかりつけ医(がん対応力)向上研修の開催 (実績: ㊸ 155名 ㊹ 37名 ㊺ 42名)
連携体制	連携体制	在宅緩和ケアに係る研修の実施	在宅緩和ケアに係る研修の実施	330施設	307施設 (H29年度)	306施設 (H30年12月1日時点)	
		在宅緩和ケアに係る地域資源を把握し情報共有	在宅緩和ケアに係る地域資源を把握し情報共有	200施設	164施設 (H28年度)	192施設 (H30年12月1日時点)	
連携体制	連携体制	がん地域医療連携力向上研修の実施数	がん地域医療連携力向上研修の実施数	全拠点病院等	—	2病院 (H30年度)	○実施病院㊻福知山市民病院、京都桂病院 ㊼京都第二赤十字病院、京都桂病院 ㊽京都岡本記念病院、宇治特洲会病院(共催)
		地域連携クリティカルパスの通用件数(京都府健康対策課調べ)	地域連携クリティカルパスの通用件数(京都府健康対策課調べ)	900件/年	512件/年 (H27年度)	487件/年 (H29年度)	○京都府がん医療戦略会議地域部会を開催(H31.2.14)各病院の連携パス利用における課題や利用の多い病院の事例を共有。

第2期 京都府がん対策推進計画 取組状況(平成30年度)

H31. 3. 22作成

計画の方向性	施策目標	目標値 (2023年)	計画当初 (H28年度)	H30年度実績	H30年度 取組状況
養生活の質の向上 ○患者の療養生活支援に向けたケアの充実 ○患者の療養生活や自己決定への支援	がんリハビリテーションを実施する医療機関数 (出典:診療報酬施設基準) がん患者指導管理料1届出施設数 (出典:診療報酬施設基準)	60施設	31施設 (H28年度)	32施設 (H29年度)	○京都府がん情報ガイドで情報提供予定
	がん登録 ○医療機関の届出の推進 ○登録情報の精度向上 ○がん登録の意義・内容の啓発 ○生存確認調査の実施、各病院の予後調査への支援 ○データの分析・提供体制の整備	10.0%	18.7% (H24年度)	9.2% (H30年度)	○京都府がん情報ガイドで情報提供
相談支援 ○相談支援センターと院内多職種との連携を強化。相談員の資質向上。 ○利用しやすい相談窓口の設置、寄り添い型支援 ○がんに関する情報冊子の周知 ○医療機関の特長や生活情報、セカンドオピニオンの情報提供強化	がんに係る相談支援センターの相談件数 (京都府健康対策課調べ) 京都府がん診療連携病院・推進病院のうち、相談支援センターに専任又は専従職員を配置している施設の割合 (出典:がん拠点病院等現況報告)	4,000件/月	2,158件/月 (H28年度)	2,454件/月 (H29年度)	○相談支援センターの人員配置に対する助成 ○京都府がん診療連携病院の国立がん研究センター実施研修受講を支援 ○京都府がん総合相談支援センターを設置し、相談を実施 (H25.8月～)
	患者サロン等の担い手養成研修修了者数 がん患者の就労支援に係る相談件数	300人	181人 (H28年度)	272人 (H29年度)	○患者サロン・ピアサポーター養成講座を実施
就労支援 ○がん患者の労働継続・職場復帰・就職支援等に関する関係機関の連携強化 ○事業者に対し、働きながら治療が可能であることの知識を普及	がん相談支援センターに両立支援コーディネーター研修修了者を配置している拠点病院等の割合(%)	1,500件/年	—	(408件/年※) (H29年度)	○各病院、府民会議参画団体等を通じ冊子の周知 ※29年度408件は、医大、京大、ハローワーク、産保センターのみ集計
	小児がんの正しい知識の普及啓発 ○小児がん患者や家族への療養生活の長期的フォロー体制の整備	小児がんの正しい知識の普及啓発 (府・拠点病院主催のシンポジウムの開催)	毎年1回開催	—	(71% ※) (H30年度)
(3) がんとの共生社会の実現	小児がんの正しい知識の普及啓発 ○小児がん患者や家族への療養生活の長期的フォロー体制の整備	毎年1回開催	年1回開催 (H29年度)	— (H30年度)	○京大、府立医大が小児がん拠点病院指定更新(H31.4.1～、4年間) ○小児がん拠点病院の連携会議開催(H30.11.26) ○生殖機能性温存療法助成事業(㊸13件、㊸27件)

京都府がん総合相談支援センター 相談実績

◇ 相談件数(形態別)

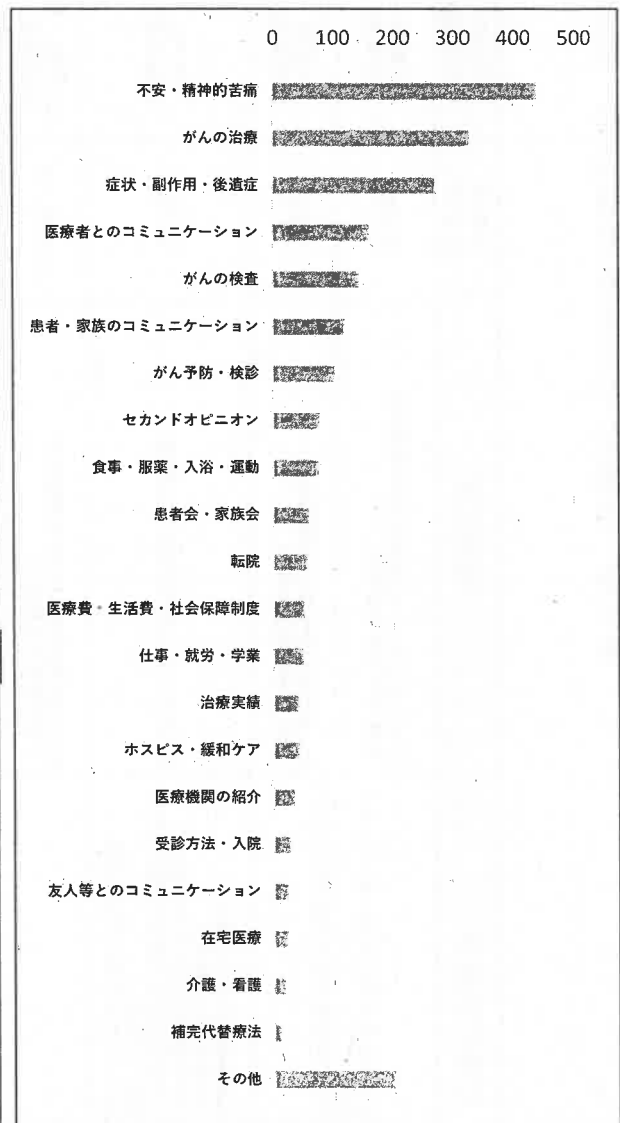
(件)

年 度	合 計	対 面		電 話	
		件数	割合	件数	割合
25年度(8/26～)	423	77	18.2%	346	81.8%
26年度	1,410	107	7.6%	1,303	92.4%
27年度	1,001	155	15.5%	846	84.5%
28年度	982	171	17.4%	811	82.6%
29年度	1,005	201	20.0%	804	80.0%
30年度(～1/31)	897	311	34.7%	586	65.3%
計	5,718	1022	17.9%	4,696	82.1%

◇ 相談内容

(29年度)

内容	延べ件数	割合
不安・精神的苦痛	441	18.5%
がんの治療	329	13.8%
症状・副作用・後遺症	273	11.5%
医療者とのコミュニケーション	161	6.8%
がんの検査	144	6.1%
患者・家族のコミュニケーション	120	5.0%
がん予防・検診	104	4.4%
セカンドオピニオン	79	3.3%
食事・服薬・入浴・運動	78	3.3%
患者会・家族会	61	2.6%
転院	58	2.4%
医療費・生活費・社会保障制度	53	2.2%
仕事・就労・学業	50	2.1%
治療実績	43	1.8%
ホスピス・緩和ケア	43	1.8%
医療機関の紹介	35	1.5%
受診方法・入院	28	1.2%
友人等とのコミュニケーション	25	1.1%
在宅医療	23	1.0%
介護・看護	19	0.8%
補完代替療法	12	0.5%
その他	200	8.4%
計(延べ件数)	2,379	100.0%



改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
	B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内での喫煙可)	【加熱式たばこ(※2)】
原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内での喫煙可)			既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5000万円以下(※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可
飲食店			

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
 ※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。
 ※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分之一以上を有する会社である場合などを除く。
 注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。
 注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮
第一種施設
 ・学校、児童福祉施設
 ・病院、診療所
 ・行政機関の庁舎 等

○ 敷地内禁煙
 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年
7月1日
施行

上記以外の施設*
第二種施設
 ・事務所
 ・工場
 ・ホテル、旅館
 ・飲食店
 ・旅客運送用事業船舶、鉄道
 ・国会、裁判所 等
 *個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）
 経営判断により選択



2020年
4月1日
施行

【経過措置】
 既存の経営規模の小さな飲食店
 ・個人又は中小企業が経営
 ・客席面積100㎡以下

○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能喫煙可能(※)



※ 全ての施設で、喫煙可能部分には、
 ①喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
 ②客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

喫煙目的施設
 喫煙を主目的とする施設
 ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
 ・店内で喫煙可能なたばこ販売店 ・公衆喫煙所

○ 施設内で喫煙可能(※)

屋外や家庭など

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮
 (例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。
 子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮

2019年
1月24日
施行

改正健康増進法の施行期日について

- 一部施行①（国及び地方公共団体の責務等）の施行期日は2019年1月24日とする。
- 一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関）の施行期日は2019年7月1日とする。

2018年	2019年		2020年	
7月25日	1月24日	7月1日	9月 (ラグビーw杯)	4月
				7月 (東京オリパラ)
法律公布	一部施行①（国及び地方公共団体の責務等） （公布後6ヶ月以内で政令で定める日）			
	一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関） （公布後1年6ヶ月以内で政令で定める日）			
	全面施行（上記以外の施設等） 2020年4月1日			

健康増進法及び京都府がん対策推進条例の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後（平成30年8月2日法律第103号）	現 行	改正後（平成30年12月20日公布）	備 考
<p>第二十五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、<u>受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）</u>を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(定義) 第二十五条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。 二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を発生させることをいう。 三 <u>受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。</u></p>	<p>(がんの予防の推進) 第七条 府は、市町村及びがん対策関係者と協力し、がんの予防に資するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。 (1) 生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響についての知識その他のがんの予防のための知識に関する普及啓発を図るための施策 (2) <u>受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）</u>を防止するための施策 (3) 科学的知見に基づくがんの予防の効果が見込まれる予防接種を普及させるための施策 (4) 前3号に掲げるもののほか、がんの予防のために必要な施策</p>	<p>(がんの予防の推進) 第七条 府は、市町村及びがん対策関係者と協力し、がんの予防に資するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。 (1) 生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響についての知識その他のがんの予防のための知識に関する普及啓発を図るための施策 (2) <u>受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。）</u>を防止するための施策 (3) 科学的知見に基づくがんの予防の効果が見込まれる予防接種を普及させるための施策 (4) 前3号に掲げるもののほか、がんの予防のために必要な施策</p>	<p>受動喫煙の定義を健康増進法改正後に合わせて修正。 旧（健康増進法） 「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。」 ↓ 新（改正後） 「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。」</p>

「京都府受動喫煙防止憲章」改正概要について

1 憲章の概要

「受動喫煙ゼロ」の京都府を目指すため、府民や関係団体、事業者等幅広い団体・個人の行動指針として、平成24年3月に策定。

策定に際しては、がん対策の府民運動を展開するために設置した「京都府がん対策推進府民会議」に「たばこ対策部会」を設け議論を行った。

2 憲章改正の背景

今般、①望まない受動喫煙をなくすこと、②受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者等に特に配慮すること、③施設の類型や場所ごとに対策を実施することを基本的な考え方とした改正健康増進法が平成30年7月に成立したことに伴い、上記憲章についても、関係団体の意見を踏まえ、「たばこ対策部会」での議論を経て、平成30年12月に改正を行うとともに12月京都府議会で報告を行った。

3 主な改正内容

① 健康増進法を踏まえた改正

受動喫煙の定義	新設：健康増進法第25条の4第3項から引用
対象施設の定義	現行：公共性の高い施設は建物内禁煙 その他多数の者が利用する施設は実情に応じて取り組む 改正：多数の者が利用する施設においては、改正健康増進法を遵守することはもとより、より一層の受動喫煙防止対策を推進
20歳未満の取組	新設：健康増進法第33条第5項から引用

② 新たな課題を踏まえた改正

三次喫煙、乳幼児の誤飲等	健康増進法に規定されていない独自内容
--------------	--------------------

③ その他所要の改正

観光客の記述等	現行憲章は複数箇所に記述があることから、まとめて記述
---------	----------------------------

4 その他

① 府民意識調査結果（6,500人）

- ・法改正について：法の周知・徹底46.5%、更に規制強化24.7%、法は厳しすぎる13.7%
- ・府に望むこと：喫煙者マナーの向上55.1%、受動喫煙の悪影響等の周知38.0%
屋外での対策強化37.8%

② 飲食店実態調査結果（1,663店）

- ・府に望むこと：表示ステッカー配布56.1%、法改正等の情報提供21.0%
- ・その他意見：加熱式たばこの取り扱いがわからない、規模に関わらず全て禁煙にしてほしい、喫煙者が来なくなると経営が成り立たない 他

京都府受動喫煙防止憲章

— 「受動喫煙ゼロ」の京都府を目指すために —

平成30年12月

京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会

たばこの煙には、ニコチンや種々の発がん物質、一酸化炭素、その他多種類の有害物質が含まれています。

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされる「受動喫煙」は、不快な症状を及ぼすだけでなく、肺がん、急性心筋梗塞などの虚血性心疾患や脳卒中をはじめ、子どもの呼吸器疾患、歯周病のリスクの上昇など健康への影響も報告されています。さらに、流産、早産及び死産のリスクや低出生体重児の率が上昇するほか、乳幼児突然死症候群の原因となると報告されています。

たばこによる健康被害は、喫煙者が吸っている煙より、各種有害物質が多く含まれるたばこから立ち上る煙が周囲に拡散することで、自らの意志とは関係なくたばこの煙を吸わされる周囲の全ての人々の健康問題でもあり、特に、より深刻な影響を受ける子ども、患者、妊産婦等を受動喫煙の害から十分に保護する必要があります。

喫煙による健康への直接的な影響について、広く府民に伝えることはもとより、特に未成年者に対して正しい知識を普及するとともに、府民の健康を守るという観点から、より一層の受動喫煙防止対策に取り組むことが必要です。

このため、京都府では「受動喫煙」を受ける機会をゼロにすることを目指し、平成24年3月に京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会を中心に、府民や施設管理者等の各主体がそれぞれ自主的に取り組む府民運動として、「京都府受動喫煙防止憲章」を策定し受動喫煙防止対策に取り組んできました。

今般の改正健康増進法を踏まえ、受動喫煙防止対策に関わる関係団体相互の連携を強化し、より一層京都府全体で受動喫煙防止対策を推進していくものとします。

○多数の者が利用する施設においては、改正後の健康増進法を遵守することはもとより、より一層の受動喫煙防止対策の推進に努めます。

○行政は、受動喫煙が及ぼす健康への影響や具体的な受動喫煙防止対策の内容等について、広く府民に周知を図ります。また、教育機関等と連携し、小・中・高校等における教育をより一層推進します。

○保健医療関係団体は、受動喫煙防止対策推進のための知識や情報を提供します。

○さらに、京都には多くの大学が立地しており、たばこを吸い始める年代の若者も多いことから、周囲の人への喫煙による影響等を理解してもらうための取組を大学と連携して進めます。

○施設管理者は、府民はもとより、国内外の観光客を含む全ての人に、受動喫煙が生じることなく安心して施設を利用できるよう、施設が実施している受動喫煙防止対策をわかりやすく表示します。

○施設管理者は、受動喫煙にあわないう、従業員も含めて20歳未満の者を喫煙可能な場所に立ち入らせません。

○加熱式たばこについては、受動喫煙による健康影響について十分な知見が出るまでの間、改正健康増進法を踏まえ、従来のだばこと同様の取り扱いとします。

○喫煙者は、屋外や家庭等において喫煙をする場合は、受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮するほか、三次喫煙（たばこの火が消された後も衣服やカーテン等に残留する有害物質を吸入すること）や乳幼児の誤飲等にも配慮します。

○たばこをやめたいと考えている喫煙者が、円滑に喫煙をやめることができるよう、各主体がそれぞれの立場から支援します。

<参考> 受動喫煙による年間死亡数全国推計値

15,030人

(厚生労働省科学研究事業による2014年死亡数からの推計値)

全国がん登録の集計結果の概要（2016年 厚生労働省速報）

◇ 対象期間：2016年（平成28年）1月1日～12月31日

◇ 全国の男女別罹患数（人口10万対罹患率）

	2016年 〈全国がん登録〉	2015年 〈地域がん登録〉	増減
総数	99万5132人(784.0)	89万1445人(700.5)	10万3687人増加
男性	56万6575人(917.3)	51万926人(827.4)	5万5649人増加
女性	42万8499人(657.5)	38万519人(580.9)	4万7980人増加

※ 2016年：性別不明58人

◇ 全国の年齢階級別罹患数（割合％）

	2016年	2015年	増減
総数	99万5132人(100)	89万1445人(100)	10万3687人(100)
75歳～	42万2477人(42.5)	37万3589人(41.9)	4万8888人(47.1)
65～74	31万1275人(31.3)	27万9341人(31.3)	3万1934人(30.8)
45～64	21万4789人(21.6)	19万7751人(22.2)	1万7038人(16.4)
15～44	4万4439人(4.5)	3万8739人(4.3)	5700人(5.5)
15未満	2144人(0.2)	2025(0.2)	119人(0.1)

※ 2016年：年齢不詳8人

※ 年齢調整罹患率（全部位 人口10万人当たり 昭和60年モデル日本人口）
 全国：402 京都府：418

◇ がんの部位別罹患数（人数）

〈全国の部位別罹患数（割合）〉

単位：人（％）

順位	総数	男性	女性
1	大腸 158,127 (15.9)	胃 92,691 (16.4)	乳房 94,848 (22.1)
2	胃 134,650 (13.5)	前立腺 89,717 (15.8)	大腸 68,476 (16.0)
3	肺 125,454 (12.6)	大腸 89,641 (15.8)	胃 41,959 (9.8)
4	乳房 95,525 (9.6)	肺 83,790 (14.8)	肺 41,634 (9.7)
5	前立腺 89,717 (9.0)	肝臓 28,480 (5.0)	子宮 28,076 (6.6)

〈京都府の部位別罹患数（割合）〉

単位：人（％）

順位	総数	男性	女性
1	大腸 3,392 (15.7)	胃 2,158 (17.7)	乳房 1,944 (20.6)
2	胃 3,217 (14.9)	大腸 1,863 (15.3)	大腸 1,528 (16.2)
3	肺 2,794 (12.9)	前立腺 1,850 (15.2)	胃 1,059 (11.2)
4	乳房 1,961 (9.1)	肺 1,834 (15.1)	肺 960 (10.2)
5	前立腺 1,850 (8.6)	肝臓 649 (5.3)	子宮 540 (5.7)

※京都市を含む

【参考】

※地域がん登録：H27年迄：根拠法令「健康増進法第16条」（H15.5.1施行）

※全国がん登録：H28.1～：根拠法令「がん登録等の推進に関する法律」（H28.1.1施行）

H31.1～：自治体、研究者等からの申請に応じて、審議会（京都府がん対策推進協議会がん登録部会）で審査の上、都道府県がん登録情報の提供が可能

第14回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会結果について
(平成31年3月7日開催)

【都道府県がん診療連携拠点病院】	指定年限 (案)
京都府立医科大学附属病院	4年
京都大学医学部附属病院	4年

【地域がん診療連携拠点病院】	指定年限 (案)
市立福知山市民病院	4年
社会福祉法人 京都社会事業財団 京都桂病院	4年
京都市立病院	4年
京都第一赤十字病院	4年
京都第二赤十字病院	4年
独立行政法人国立病院機構 京都医療センター	1年
医療法人徳洲会 宇治徳洲会病院	4年

【地域がん診療病院】	指定年限 (案)	グループ指定先 医療機関名
京都府立医科大学附属北部医療センター	1年	京都府立医科 大学附属病院
京都中部総合医療センター	4年	
京都山城総合医療センター	1年	

※平成31年4月1日付けで指定される予定

平成 31 年 2 月 18 日

照会先 健康局がん・疾病対策課

課長補佐 栗本（内線 2924）

課長補佐 竹内（内線 3827）

（代表番号）03-5253-1111

小児がん拠点病院の指定について

平成 31 年 2 月 7 日に開催された「第 8 回小児がん拠点病院の指定に関する検討会」の検討を踏まえ、以下の医療機関を小児がん拠点病院として指定することとなりましたので、お知らせいたします。

北海道大学病院

東北大学病院

埼玉県立小児医療センター

国立成育医療研究センター

東京都立小児総合医療センター

神奈川県立こども医療センター

静岡県立こども病院

名古屋大学医学部附属病院

三重大学医学部附属病院

京都大学医学部附属病院

京都府立医科大学附属病院

大阪市立総合医療センター

兵庫県立こども病院

広島大学病院

九州大学病院

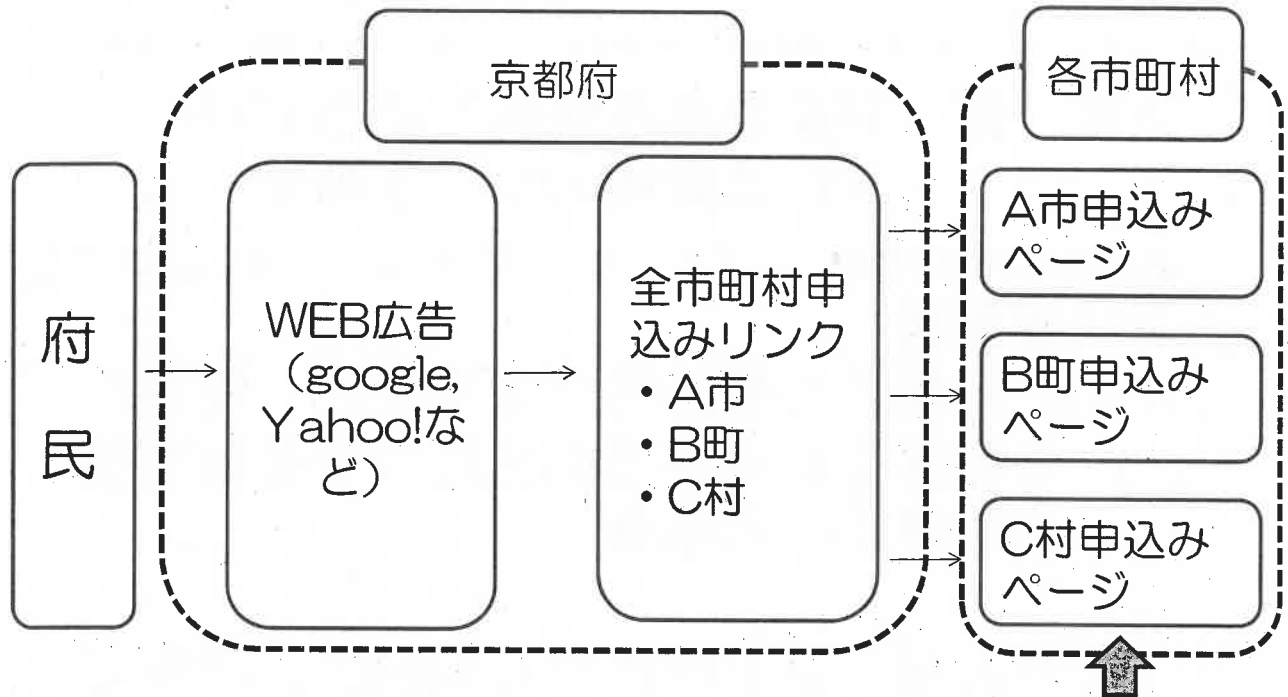
※ 指定期間は 2019 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの 4 年間

平成31年度当初予算案主要事項（平成30年度2月補正含む）説明

健康福祉部

事業名	がん対策総合推進事業費		新規・継続の別		一部新規	
	予算額	266,733千円	国庫 100,600	基金 52,179	使手 52	一般財源 113,902
事業内容 〔目的対象方法等〕	1 趣 旨 京都府がん対策推進条例に基づき、がん検診受診率の向上をはじめ、がん教育の推進、相談支援の強化、がん医療提供体制の充実など、総合的ながん対策を推進する。					
	2 事業概要					
	(単位：千円)					
		区分	事業	内 容	予算額	
		予防	こども胃がん予防ピロリ菌根絶	・高校生等を対象としたピロリ菌検査及び1次除菌治療費を助成	20,000	
			受動喫煙防止対策の推進	・改正健康増進法の周知啓発 ・受動喫煙防止憲章による府民運動の展開	2,000	
			がん教育の推進	・がん経験者等によるがん教育・啓発	8,600	
			100万人がん検診啓発の推進	新 スマホユーザー等ががん検診をWEBで申込ができる環境を整備	12,000	
		早期発見	※申込みが手間、子どもを預かってもらいたいという声に対応	新 子宮頸がん検診受診時の保育所一時預かり制度等の利用に係る経費を助成		
			がん予防・検診の推進	・各保健所において府民参加型の予防事業を実施 ・がん検診精度管理向上、胃内視鏡検診体制整備や市町村休日総合がん検診の支援等、受診環境整備を推進	10,500	
		医療体制整備	がん診療連携拠点病院機能強化	・拠点病院等における相談支援、緩和ケア等のがん対策の取組強化への助成	145,170	
			在宅がん医療の推進	・地域の医療機関のがん対応力向上に向けた研修の実施と連携体制の構築	10,000	
		がん登録の推進	・がん登録により罹患率等の分析を実施	27,600		
	相談	総合相談窓口の運営	・がん総合相談窓口を運営し、がん患者支援を充実	24,863		
	患者支援	小児・AYA世代がん患者の支援	・小児・AYA世代がん患者の生殖機能温存療法(卵子等保存)に係る経費の助成	5,000		
	推進体制	がん対策推進府民会議の運営	・がん対策推進府民会議等の運営	1,000		
担当課・担当名	健康対策課 健康づくり・企画担当 がん対策担当		課・担当 電話番号	075-414-4724 075-414-4739		

WEB申込み環境整備事業



「京都府・市町村共同電子システム」にて、無料でWEB申込みページを作成できます。

○この機会にWEB申込み環境整備を！

▷ 広告期間（予定）：
平成31年6月～8月末

▷ 広告媒体（予定）：
Yahoo! , google , LINE

< 広告イメージ >



子育て世代がん検診受診支援事業

▷概要：対象事業を実施する市町村へ、かかる費用の1/2を補助

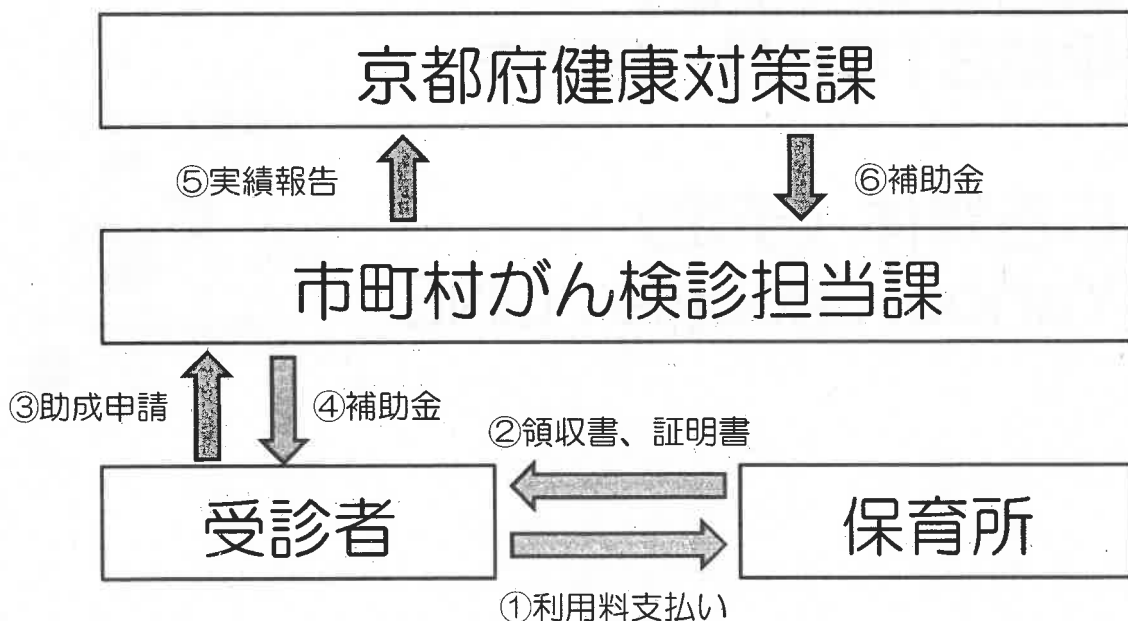
▷対象事業：

①がん検診の受診者が保育所の一時預かり制度を利用する場合にかかる費用を全額補助する事業

②がん検診を受診させる目的で、無料で乳児又は幼児を一時的に預かる事業

子育て世代がん検診受診支援事業

対象事業① 補助金フロー図



平成31年度当初予算案主要事項（平成30年度2月補正含む）説明
健康福祉部

事業名	肝炎対策費		新規・継続の別		一部新規
予算額	275,671千円	国庫	起債	基金	一般財源
		138,141	—	—	137,530
<p>事業内容</p> <p>目的 対象 方法等</p>	<p>1 趣 旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な職種を対象に肝炎コーディネーターを養成し、肝炎に関する知識の普及啓発やウイルス検査の受検促進、患者サポート等を実施 ○ 肝炎ウイルス検査の受検促進のため、「肝炎ウイルス撲滅月間」を設け、集中啓発を実施 ○ 治療費を助成することで早期治療を促進し、肝がんを予防 ○ 肝がん・重度肝硬変に係る入院医療費の助成による患者支援 <p>2 事業概要</p> <p>(1) ① 肝炎コーディネーターの養成 (300千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師、看護師、薬剤師、行政職員など、多様な職種を対象に肝炎コーディネーターを養成 <p>(2) ① 肝炎ウイルス検査等強化事業 (3,131千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「肝炎ウイルス撲滅月間」に合わせ、休日イベントで出張肝炎ウイルス検査等を実施 <p>(3) 肝がん・重度肝硬変入院医療費助成事業 (38,377千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 肝がん・重度肝硬変患者の入院医療費の助成 <p>(4) 肝炎医療費助成事業 (222,342千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ B型及びC型ウイルス肝炎のインターフェロンフリー及び核酸アナログ製剤治療等に係る医療費の助成 <p>(5) ウイルス性肝炎患者の重症化予防推進事業 (3,078千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査陽性者に対する受診勧奨、精密検査費用の助成 <p>(6) 肝疾患相談センターの運営等 (8,443千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎に関する相談支援体制の充実 				
担当課・担当名	健康対策課 がん対策担当	課・担当	電話番号	075-414-4739	

